

平成 25 年 4 月

顧問先各位

岩崎会計事務所

中小企業経営改善計画支援に係る事業補助金のご案内

平成 25 年 1 月 11 日、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定されました。これに伴い、経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善計画の策定に取り組む中小企業者を対象とした補助金の受付がスタートされましたので、ご案内させていただきます。

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

(1) 対象者

「中小ものづくり高度化法」22 分野の技術を活用した事業を行う者

(2) 内容

試作品の開発や設備投資に必要な経費の 2/3(限度 1,000 万円)が補助されます。

地域重要創造型等企業・創業促進補助金

(1) 対象者

地域の新たなニーズや雇用を作り出す商品・サービスを提供する事業計画を持つ個人及び中小企業・小規模事業者

(2) 内容

創業事業費用の 2/3(限度額 200 万円～700 万円)が補助されます。

経営支援型セーフティネット貸付の創設

(1) 対象者

認定支援機関の経営改善支援を受ける中小企業・小規模事業者

(2) 内容

設備資金及び運転資金を対象とした低利融資を受けることができます。

認定支援機関による経営改善計画策定支援

(1) 対象者

経営上の課題を抱え、金融支援を必要としている中小企業・小規模事業者

(2) 内容

認定支援機関による経営改善計画策定費用の 2/3 が補助されます。

ご不明な点等は、岩崎会計事務所までお問い合わせください。

岩崎会計事務所

〒152-0004 東京都目黒区鷹番 2 丁目 21 番 11 号プラザ鷹番 302 号

TEL : 03-3711-8761